

電子的診療情報連携体制整備加算 に関する掲示

当院はオンライン請求及びオンライン資格確認を行う体制を有し、薬剤情報・特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。診療情報取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。上記の体制により、令和8年6月1日より電子的診療情報連携体制整備加算として以下の点数を算定します。

電子的診療情報 連携体制整備加算3	初診時	4点
電子的診療情報 連携体制整備加算	再診時 ※月に1回に限り	2点
電子的診療情報 連携体制整備加算2	入院初日	80点

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

令和8年6月

医療法人 生生会 松蔭病院